

中国における民事再審制度及び知財侵害訴訟の再審事例解説

毛 立 群*

抄 錄 中国では、二審終審制を採用しており、知財関係訴訟事件¹⁾の場合、第一審は専属管轄権のある中級人民法院(地裁に相当)、第二審は高級人民法院(高裁に相当)で行われるのが一般的である。二審を終えた判決は終審判決として確定されることになるため、確定判決を不服としても上告の道がないが、一定の要件を満たせば、“裁判監督制度”を利用して再審を請求することができる。この“裁判監督制度”は再審事由、再審利用率、再審訴えの受理、再審で原判決取り消し比率などについて、日本の再審実務と大きく異なる。そこで、本稿は日本の再審制度を比較しながら、中国の“裁判監督制度”及びその利用概況を紹介した後、更に侵害訴訟案件について、近年における中国最高人民法院の再審請求の受理状況を調査し、再審開始とされた案件の比率を明らかにすると共に、最高人民法院による最近の知財侵害訴訟再審事例も紹介し、中国の再審制度及び実務を解説する。

目 次

1. はじめに
2. 中国の再審制度
 2. 1 審級、管轄の概要
 2. 2 再審制度の概要及び審理の流れ
 2. 3 当事者による再審提起の要件
 2. 4 再審制度の特徴
3. データからみた再審の司法実務
 3. 1 司法実務における再審利用概況
 3. 2 最高人民法院における再審案件受理状況の調査
 3. 3 調査結果及び考察
4. 最高人民法院による最新の再審事例
 4. 1 特許権侵害事件
 4. 2 著作権侵害事件
 4. 3 商標権侵害事件
5. おわりに

1. はじめに

中国においては、ここ数年、全国各級地方裁判所が新規受理した特許、商標、著作権などを含む知的財産権関係の民事訴訟案件数（一審）

は図1に示すように、前年比20～40%の比率で急増し続けてきている。2010年には受理件数が42,731件に達し、前年比40%増を記録している。また、全国各級地方裁判所が結審した知的財産権関係の民事訴訟案件数（一審）は2010年度が41,718件で、そのうち、外国人が当事者となつた案件は1,369件であり、全体の3.3%を占めるが、2004年からの6年間で約9倍の件数増加となる^{2), 3)}。

このように、知財関係の民事訴訟案件が増加の一途を辿る環境の中では、中国における知財訴訟リスクが年々高まるといえよう。当事者として、訴訟を開ける際、または訴訟に巻き込まれた際に、中国の訴訟制度及び実務を熟知することは中国における知財リスクマネージメント上においては、ますます重要となってくる。

* 中国專利代理（香港）有限公司
中国弁理士、中国弁護士 MAO LIQUN

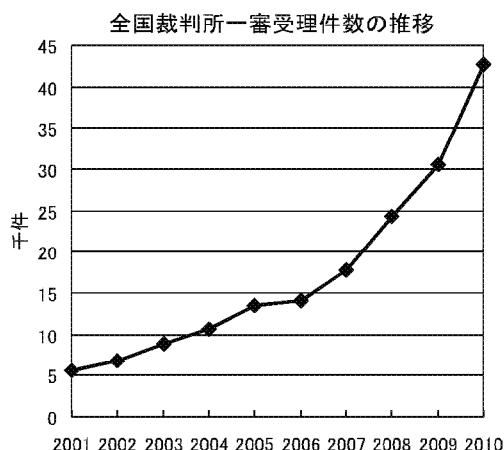


図1 知財関係民事訴訟案件数の年度推移

一方、日本の民事再審制度と同様、中国においても“裁判監督制度”と称する再審制度はあるが、制度の構造や位置づけ、そして再審制度の利用状況や実務での活用については、日本制度と大きく異なることを知らない関係者が少なくない。

本稿は中国における再審制度の構造を紹介した後、司法実務で再審請求の受理状況や利用状況調査を行い、また、最高人民法院による最近の知財侵害訴訟の再審事例を紹介し、中国における再審制度及びその運用実務を解説する。

2. 中国の再審制度

2. 1 審級、管轄の概要

中国の裁判所には、基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院、最高人民法院4階層の級別があり、位置づけ及び役割は表1に示すようになっており、二審終審制を採用している。專利案件の場合、専属管轄で一審は最高人民法院指定または認定した中級人民法院、或いは高級人民法院となる⁴⁾。その他知財関係案件の場合、著作権、商標については原則は中級人民法院或いは高級人民法院の一審管轄となるが、条件付きで一部の基層人民法院も管轄権を有する⁵⁾。

中国では二審終審制を採用しているため、一

審が中級人民法院または高級人民法院で審理された場合、上訴審の二審がその中級人民法院を地域管轄する高級人民法院または最高人民法院で行われた後、判決が確定される。一審が高級人民法院で審理された場合には、最高人民法院の審級が二審と位置づけられる。中国では最高人民法院が二審裁判所として事実審理を行うが、日本の最高裁が上告裁判所として法律審のみ行う点については、両国の制度は大きく異なる。また、後述のように、再審制度自体、そして両国の最高裁判所の再審制度における位置づけ及び役割も大きく相違する。

表1 中国における法院階級の概要

裁判所階級	設置概況	知財案件の管轄
最高人民法院	北京に1ヶ所	
高級人民法院	各省（直轄市、自治区）に設置され、計31ヶ所	全ての知財関係案件の一審または二審管轄権を有する
中級人民法院	各市に設置され、全国400ヶ所以上	專利関係事件の一審管轄権があるのは全国71ヶ所 ⁶⁾
基層人民法院	各区、県に設置され、全国3,000ヶ所以上	知財関係事件の一審管轄権があるのは、全国92ヶ所 ⁷⁾

2. 2 再審制度の概要及び審理の流れ

中国においては、確定した判決に対して、一定の要件を満たせば、その事件の審判をやり直す“裁判監督制度”がある。この“裁判監督制度”（以下“再審制度”と称す）は日本の民事再審制度と再審事由などで多少似ているところもあるが、異なるところが多いため、本節ではその概要を紹介する。

図2はこの裁判監督制度によって再審開始決定に至る場合のフローチャートを示す。なお、図2に示した当事者による提起は、一審が中級

人民法院、控訴審の二審が高級人民法院と想定したものである。

中国の“裁判監督制度”において、再審提起できる者は、図2に示すように

- ①当事者による発動（民事訴訟法第178条）
 - ②法院による発動（民事訴訟法第177条）
 - ③検察院による発動（民事訴訟法第187条）
- の三通りがある。

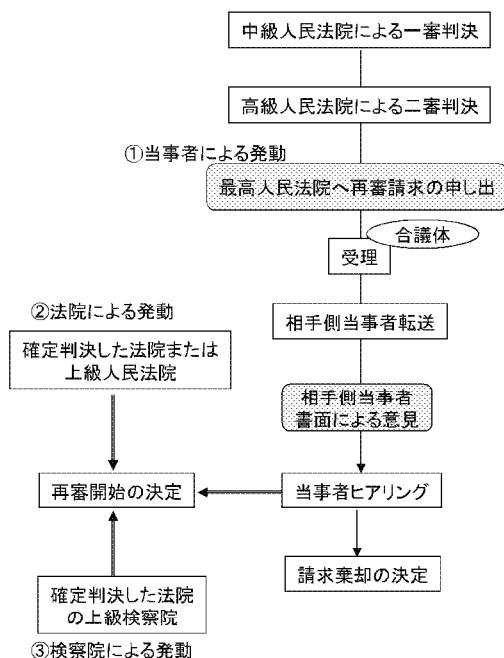


図2 裁判監督制度による再審のフロー

上記②の法院による発動は、確定判決した法院またはその上級法院が“確かに誤りがある”と認めた場合、法院主導で再審開始できるとされており、また、上記③の検察院による発動は、上級検察院が確定判決に民事訴訟法第179条の列挙事由が存在すると認めた場合、検察院主導で抗訴し再審開始させることができる⁸⁾。

中国は日本と同様、大陸法系を継承したが、私権に関わる民事事件に対して、このように法院または検察院主導で再審開始できる制度は、日本を始めとする諸大陸法国家に例を見ない。裁判権または検察権により民事事件の再審開始ができるのは、誤った判決を正す意味では評価

できるところもあるが、民事訴訟の原則である处分権主義（提起なければ裁判なし）、弁論主義に反し、また既判力が害される懼れもあるとして、中国国内においても学者間で議論されているが、中国独自の民事裁判制度として存在する^{9), 10)}。

司法実務においては、当事者による再審提起の場合が圧倒的に多いため、当事者の申し出による再審請求の審理フローを図2に基づいて説明する¹¹⁾。

当事者が確定判決、決定に不服の場合、所定書類を整えた上、再審申立て書をもって、原確定判決の上級審人民法院（原確定判決は高級人民法院が下した場合は最高人民法院）へ再審受理の申立てを行うことができる。その際に、法的要件が満たせば、上級審人民法院は受理しなければならない¹²⁾。そして、受理後は合議体を結成し、受理してから5日以内に副本を再審被告側に発送し、再審被告はそれを受領してから15日以内に書面をもって意見陳述の機会が与えられる。また、合議体の裁量で当事者尋問を行うこともできる。そして、再審すべきと認めた場合は当該法院院長名で再審開始の決定、再審すべきでないものは裁判長名で再審請求却下の決定をそれぞれ下すことになる。

なお、再審開始決定されたものについては、再審の審理は原則上級審人民法院で行うが、最高人民法院、高級人民法院は原判決法院と同階級の人民法院を指定審理、または原判決法院に再審を命じることもできる。

2. 3 当事者による再審提起の要件

2. 2節で再審制度の概要及び審理の流れを説明したが、以下は当事者による再審提起の要件について説明する。

(1) 時期的要件

民事訴訟法第184条では、再審請求は以下の

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いずれか一つの時期的要件を満たさなければならぬと規定している。

- ア) 原判決、決定が確定してから 2 年以内；
 - イ) 判決の基礎となった法的文書が取り消されたは変更された場合は、その事実を知った日または知るべき日から 3 ヶ月以内；
 - ウ) 裁判官が事件について汚職、収賄、不正裁判行為を犯した場合、その事実を知った日または知るべき日から 3 ヶ月以内；
- なお、上記 2 年および 3 ヶ月の期間はいずれも不变期間である。

(2) 事由的要件

中国民事訴訟法第179条1項に掲げた再審事由は以下の通りである。

- 一) 判決、決定を覆すに至る新たな証拠があつた場合
- 二) 判決、決定が認定した基本事実は証拠が欠けた場合
- 三) 判決、決定の認定事実に用いた主要証拠が偽造された場合
- 四) 判決、決定の認定事実に用いた主要証拠が法廷尋問手続きを取らなかった場合
- 五) 案件審理に必要な証拠が、客観的な理由により当事者自ら収集困難で書面を以って人民法院に証拠取調べを申立て、人民法院が証拠取調べしなかった場合
- 六) 判決、決定の適用法律に誤りがあった場合
- 七) 法律に従つて管轄ではなかった場合
- 八) 法律に従つて裁判組織を構成しなかった場合、また、法律により判決に関与することができない裁判官が忌避しなかった場合
- 九) 訴訟能力を有さない者が法定代理人による訴訟代理をしなかった場合、また訴訟参加すべき者が本人及び代理人の責めに帰さない事由で訴訟に参加しなかった場合
- 十) 法律規定に反して当事者の弁論機会を剥奪した場合

十一) 召喚状による召喚をせずに欠席審理をした場合

十二) 判決、決定は訴訟請求事項をまたは訴訟請求事項を超えた場合

十三) 判決の基礎となった法的文書が取り消されまたは変更された場合

また、同179条2項は、“訴訟手続き不適法で事件の審理を妨げる恐れがある場合、或いは裁判官が事件について汚職、収賄、不正裁判行為を犯した場合は人民法院が再審しなければならない”と定めている。

なお、最高人民法院司法解釈【中華人民共和国民事訴訟法裁判監督制度運用についての解釈】(2008年12月1日施行)第19条2項では、“民事訴訟法第179条列挙の再審事由でないものは、人民法院がその再審請求を棄却しなければならない”と規定しているため、同179条の再審事由は限定的列挙と解されるべきと考える。

中国民事訴訟法が掲げた再審事由と、日本民事訴訟法第338条规定の再審事由と比較すると、下記の一致点または相違点が認められる。

- 1) 両国ともに、管轄や裁判所の構成、代理権瑕疵、証拠偽造や偽証などの裁判手続き不適法が法定再審事由である。
- 2) 両国ともに、判決の基礎となった判決又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたことは、再審事由となる。知財侵害訴訟の際に、特許権が後に無効となって、侵害訴訟判決の基礎がなくなった場合はこの事由に該当する。
- 3) 中国において、新証拠発見（新たな鑑定を含む）、事実認定に証拠不足など事実認定の誤りは法定再審事由になるが、日本の場合は、新証拠や新しい鑑定結果があるというだけでは再審事由にならない点は、日中両国の再審事由における最も相違するところではないかと考える。
- 4) 法令解釈や法律適用の誤りについて、中国

では法定再審事由となるが、日本では、再審ではなく、上告または上告受理申立制度の下で、法律審の三審で救済される。

2. 4 再審制度の特徴

日本の上告制度、再審制度、再審事由並びに実務と比較すると、中国における“裁判監督制度”（“再審制度”）及びその実務は以下の特徴を有すると考える。

1) 三審終審制を採用する日本では、控訴審の終局判決に対して、憲法違反または裁判手続き上の不備、判決理由の不備を上告事由に、或いは最高裁判例との相反、その他法令解釈に関する重要事項を含むことを申立て理由に、最高裁へ上告、或いは上告受理の申立てを行うことができるが、中国は二審終審制を採用しているため、このような制度ではなく、裁判上の手続き瑕疵や法律解釈や法律適用の誤りへの救済は、再審制度で補うことになる。

また、日本では、裁判上の手続き不備への救済は、上告ルート・再審ルートの両方で取り扱われるのに対して、中国は上告制度がないため、裁判上の手続き不備の救済ルートは再審のみである。

2) 中国では、法院の主導で再審開始でき、また、当事者による再審提起の事由と同様な事が存在した場合、検察院の主導で再審開始できる。このように裁判の誤りを是正するための監督審との位置づけは、日本の刑事案件における非常上告と類似するが、民事裁判制度において日本には類似するものがない。

3) 日本の民事訴訟再審実務では、再審請求は確定判決をした裁判所に申立て、再審開始となつた場合の審理も確定判決をした裁判所で行われるが、中国においては、原審法院ではなく、その上級審の人民法院へ再審申立て手続きを行い、上級審の人民法院で合議体が結成され、再審事由の有無が審理される。再審開始となつた

場合の審理は原審法院または上級審の人民法院で行うことがある。

4) 両国では、上告制度並びに再審制度構造上における最高裁の役割が異なる。中国の最高人民法院は控訴審裁判所の位置づけもあり、一審が高級人民法院の案件については、二審（控訴審）として法律問題に加え、事実審理も行う。また、中国は判例主義を採用していないため、最高人民法院は判例統一の機能を有しておらず、最高裁判決といつても個別案件に対してのみ効力を有し、そこで示した判断は下級審一般への法的拘束力がない。一方、日本の最高裁は法律解釈や判例統一の役割を有しているため、最高裁判決で示された判断は下級審への拘束力を有する¹³⁾。

また、日本では民事事件の再審を受理することは殆どないのに対して、中国の最高人民法院は、各地の高級人民法院で確定した判決の再審請求申立て手続きの受理法院となり、再審事由の有無を審理し、再審開始決定された案件について自ら審理する必要があると判断した際に、最高人民法院で再審の審理を行うことになる。

日本においては、民事裁判で確定した判決について、判決の基礎となった法的文書が取り消し、または変更された場合、例えば特許侵害事件についてはその特許が後に無効確定された場合には再審事由があると認められるが、それ以外の場合、殆どが民事訴訟法345条により再審請求は棄却される。判例として、再審事由が認められて再審開始とされた案件は決して多くない。

それに対して、中国では、後ほど説明するように、裁判実務の場で再審請求の比率や再審開始を認めたものが相当多いのは特徴である。そこで、再審請求件数や審理結果などの統計データを収集し、中国における再審実務の実態分析を行った。

3. データから見た再審の司法実務

3. 1 司法実務における再審利用概況

中国最高人民法院が公表した“2010年度全国法院司法統計公報”によると、2010年度中に、全国各級法院が受理した再審請求の申し立ては121,643件（民事、刑事、行政事件含む）で、同年度受理した新規一審案件の6,999,350件（民事、刑事、行政事件含む）と比べると2%弱であるが、絶対件数としては決して少なくない。そのうち、法院で審理を受けて、再審事由があるとして再審開始決定を下された比率は21.72%であった。

また、2010年度中に、全国各級人民法院が再審案件として結審した民事事件は41,331件で、そのうち、原審判決が維持されたのは28.3%，破棄改判されたのは24.1%，原判決が取消され審理に差し戻されたのは12.1%で、原判決が取消された比率は合計36.2%にも達し、原審維持された案件の比率を上回る結果となった。また、最高人民法院が再審決定を下した案件（民事、刑事、行政事件を含む）については、後の再審審理で、破棄改判されたのは28.89%，原審差戻しは9.38%で、合計で38.27%に達する¹⁴⁾。

このように、再審請求の申立てがあった事件については、2割を超える事件が再審事由が認められ再審の決定が下された点、また、再審の審理をされた事件については、35%以上の原判決が取消された点は、中国特有の再審司法実務として、日本の再審司法実務と大きく異なる。

これら再審関係のデータは全ての事件（民事、刑事、行政事件を含む）についてのものもあったので、知財関係の民事訴訟事件についての再審実務の実態を把握するために、中国最高人民法院が審理した再審申立ての結果について調査を行った。

ちなみに、最高人民法院知的財産部は最高裁

として、2010年に受理した件数が313件に達し、そのうち再審案件が198件であった。

3. 2 最高人民法院における再審案件受理状況の調査

調査は以下の要領で行った。

- ・検索URL：最高人民法院が運営する判決文公開サイト <http://ipr.court.gov.cn/>
- ・検索日：2011年5月1日
- ・決定日：
- 2009年1月1日～2009年12月31日
- ・審理裁判所：最高人民法院
- ・訴訟の種類：権利侵害訴訟
- ・案件類型：発明、実用新案、意匠

3. 3 調査結果及び考察

上記の検索条件にて68件の裁判例が該当し、図3に示すように、この68件の内、再審事由がないとして再審の請求が棄却されたのは43件、再審請求人が自ら再審請求を取り下げたのは4件、再審事由があるとして再審開始の決定が下されたのは21件であり、再審開始とされた案件の比率は31%にも及んだ。全体の事件（民事、刑事、行政事件を含む）を対象とした再審開始決定比率の21.72%に比べると、10%ほど高いことがわかった¹⁵⁾。

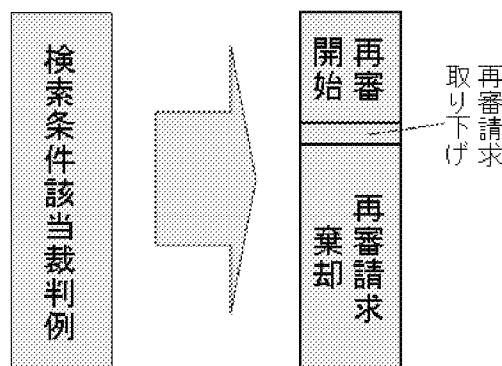


図3 最高人民法院における再審請求の審理結果

このように、再審開始決定比率が特に知財関

係案件において数値の高い理由は、以下の要因が挙げられるのではないかと考える。

1) 知財関係、特に特許関係の案件審理には、高度な技術理解力や専門知識、そして経験が求められるため、日本では裁判所調査官や専門委員制度があるが、中国ではそれに該当する制度がなく、殆ど文系出身の裁判官だけで裁判が行われているため適正な判断を求めるのが難しい場合がある¹⁶⁾。

2) 多くの地方裁判所には知財部がなく、知財関係の事件でも一般民事部で審理され、また、中国の裁判官は膨大な民事審理案件数に追われて、絶対人数が不足すると共に、ベテランの裁判官が特に欠如しているため、裁判結果の信頼性、納得性の保障が困難¹⁷⁾。

3) 前節でも言及したように、知財関係事件の審理は数多くの地方法院に分散しているため、統一した法律適用や判断基準の実現が容易なことではない。

4) また、中国の專利法、商標法などは大きな枠組しか定めておらず、判例の蓄積や法律条文の解釈なども必ずしも十分と言えないところが多いため、明確な規定のない中、事実認定や法律適用の誤りが生じやすい。

4. 最高人民法院による最新の再審事例

そこで、中国における再審制度の実務を把握する一助のため、本節は、再審の審理で原判決が取消された事例を紹介し、中国における再審の実務を解説する。

4. 1 特許権侵害事件

(2009) 民提字第84号 2010年9月9日判決
この事件は、再審段階で被疑製品の製造方法についての現場検証が行われ、原審の事実認定の誤りが正され、原審判決が取り消された事件である。

(1) 事件の概要

再審原告（原審控訴人）：欧意薬品有限公司

再審被告（原審被控訴人）：Z氏（個人）

原審控訴人：華盛製薬有限公司

原審控訴人：中奇製薬技術有限公司

再審被告は自己の保有する特許権（特許登録番号00102701.8、発明名称：アムロジピンの異性体分離方法）が侵害されたとして、S-(-)-アムロジピンマレイン酸塩の新薬開発を行う中奇製薬技術有限公司、S-(-)-アムロジピンマレイン酸塩の原料製造を行う華盛製薬有限公司、そしてS-(-)-アムロジピンマレイン酸塩の錠剤を製造する欧意薬品有限公司を被告とし、侵害行為の差し止めを求めて長春市中級人民法院に提訴した。一審では、本件製造方法の発明に係るものは中国專利法第57条2項¹⁸⁾にいう“新製品”¹⁹⁾と認定され、同製造方法を使用していない挙証責任が再審原告側に転嫁され、そして、被疑製法と本発明の製造方法と異なるか否かの鑑定は再審原告側提出の文献のみに基づいて行われて、アムロジピンの異性体は他の方法では分離できないと結論付けられたため、一審法院は特許権者の訴えを認め、侵害行為の差し止めを命じた²⁰⁾。

なお、本件特許請求項1は以下の通りである。

【請求項1】

キラル補助剤のヘキサデューテロジメチルスルホキシド（DMSO-d6）またはDMSO-d6を含む有機溶媒中に、アムロジピン異性体の混合物と、キラル分離剤であるD-またはL-酒石酸と反応させ、一つのDMSO-d6を結合したS-(-)-アムロジピンのD-酒石酸塩、または一つのDMSO-d6を結合したR-(+)-アムロジピンのL-酒石酸塩をそれぞれ沈殿させる反応を含み、アムロジピンと酒石酸のモル比は約0.25であることを特徴とする混合物からアムロジピンのR-(+)-およびS-(-)-異性体を分離する方法。

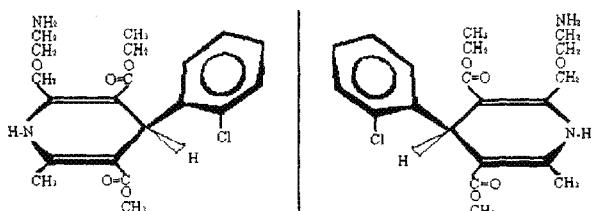


図4 本件発明に係るS-(-)-アムロジピン及びR-(+)-アムロジピンの構造式

(2) 原審確定判決の認定及び判決要旨

再審原告側は一審判決を不服として、吉林省高級人民法院へ控訴したが、二審の判決文では、“S-(-)-アムロジピンは化合物であり、直接消費者に供給される製品ではない”と前置きした上、“本件発明はS-(-)-アムロジピンの分離方法に関する発明で、そこから直接製品は得られず、S-(-)-アムロジピンは後の工程でマレイン酸塩化され、S-(-)-アムロジピンマレイン酸塩として初めて製品となるため、このような製品は本件発明のS-(-)-アムロジピンの分離方法から直接得られたものと解すべき”（下線は執筆者による。以下同じ。）と説示し、專利法第11条にいう“製品”を直接消費者に供給される製品（市場に出される製品）と解釈し、本件方法発明から直接得られたものはS-(-)-アムロジピン、S-(-)-アムロジピンマレイン酸塩までと解釈し、一審判決と同様に、再審原告側製造の被疑製品は本件発明の製造方法によって直接得られたものと認定した²⁰⁾。

その上で、異なる製造方法を主張し、実際の試験ノウハウを考慮せずに文献の記載のみに基づき試験を行った鑑定結論は客観的なものでないと異議を訴えた控訴人側の控訴意見を採用せずに、一審の鑑定手続きに瑕疵があったと認めたものの、その結果が妥当なものとして、一審の事実認定や法律適用に誤りが見られないことを理由に、控訴を棄却した²¹⁾。

(3) 再審請求人の主張

再審原告は、以下の点を理由に再審請求を行った。

1) 二審において、文献のほか生産工程届けや生産記録を合わせて提出し、かつ現場検証を法院に申立てたが、それらは無視されて、文献の記載のみに基づき試験を行った鑑定結論を証拠として採用したのは不当。

2) 本件方法発明から製造されたものは“一つのDMSO-d6を結合したS-(-)-アムロジピンのD-酒石酸塩、または一つのDMSO-d6を結合したR-(+)-アムロジピンのL-酒石酸塩”であり、被疑製品と同一なものではない。また、“新製品”的認定基準も失当で、事実認定と適法性に誤りがある。

3) 本件発明の製造方法と異なる製造方法を使用しているため、現場検証を行って事実関係を証明したいと申し立てた。

(4) 最高人民法院の判断

最高人民法院は再審請求の申立てが再審事由に該当するとして、再審決定を下した。

そして、再審において、当事者による現場検証の申立てが認められ、本件発明の製造方法と異なる方法を使用したか否かについての現場検証は再審原告の工場で行われ、双方当事者及び最高人民法院裁判官立会いの下で、再審原告によるアムロジピンの分離試験が行われた。そして、最高人民法院はその現場検証の結果を採用して以下のように判断した²²⁾。

1) 現場検証の分離試験の結果、再審原告は2-ブタノン及びL-(+)-酒石酸を原料として、アムロジピンの分離を実現し、高純度のS-(-)-アムロジピンを製造できると検証した。一方、本件発明はDMSO-d6及びD-酒石酸塩を原料としたため、両方法の使用原料が異なり、同様な方法を用いたと言えず、原審の事実認定に誤りがあるのは明らかなことである。

2) また、専利法第57条2項の適用について、本件発明の方法によって直接得られた製品は、一つのDMSO-d6を結合したS-(-)-アムロジピンのD-酒石酸塩、或いは一つのDMSO-d6を結合したR-(+)-アムロジピンのL-酒石酸塩であり、これらはS-(-)-アムロジピン或いはR-(+)-アムロジピンを製造するための中間体ではあるが、被疑製品S-(-)-アムロジピン或いはR-(+)-アムロジピンそのものではないと指摘した上、専利法第57条2項の適用前提条件は同様な製品でなければならぬ点にあるため、この条文を適用すべきではないとした。そして、再審被告は再審原告がこの“一つのDMSO-d6を結合したS-(-)-アムロジピンのD-酒石酸塩、または一つのDMSO-d6を結合したR-(+)-アムロジピンのL-酒石酸塩”中間体を製造したとも立証していないため、原審法院が第57条2項を本件に適用し、立証責任を原審原告側に帰したのは誤りである。

3) 専利法第57条2項にいう“新製品”的認定について、“出願日前に、本件発明によって製造された中間体は国内外に知られていないため、本件発明の製造方法によって得られたものを新製品に認定するのが妥当”として、原審の判断基準と実質異なる“出願日”そして“国内外”を基準として新たに示したが、原審判決における本件発明の“新製品”についての認定自体は否定しなかった²³⁾。

4) また、専利法第57条2項にいう“新製品”的保護範囲について、“専利法第11条の規定を照らして、新製品の製造方法によって直接得られた一次製品までは権利が及ぶが、後続工程などを経て得られた二次製品まで及ぼすことができない”と付言し、原審判決認定した“再審原告側製造のS-(-)-アムロジピンマレイン酸塩などは本件発明の製造方法によって直接得られたもの”的誤りを正した。

このように判示した上、最高人民法院は原審

判決に事実認定と法律適用に誤りがあるとして、一審及び二審判決を取り消し、再審被告の請求を退けた。

(5) 本件についての考察

1) 本件係争経過からみると、特許権者は吉林省に販売先があるとして、地元の吉林省を管轄地に選び訴訟を展開した結果、原審段階において鑑定手続きに瑕疵があったこと、多くの原審被告の意見が採用されなかつたこと、原審被告による現場検証の申立てについても審理しなかつたことなどから、原審の審理手続きについて、原審被告に不利な扱いがあつたことは否定できないのではないかと考える。

中国の民事訴訟手続きでは、鑑定及び当事者の申立てによる現場検証を行うことはできるが、現行民事訴訟法及びそれを補完する最高人民法院の関連司法解釈では、当事者の申立てによる鑑定や現場検証についての規定は少なく、裁判所の裁量で運用されているところが多いため、本件原審の鑑定や現場検証の申立結果について、再審原告が納得しなかつたものである。

2) 中国専利法第11条1項では、“…その方法により直接得られた物の使用、販売の申し出、販売、輸出をする行為は、…専利権者の許諾なしに業としては実施してはならない”と規定しており、製造方法の発明については、その方法によって直接製造された一次製品まで特許権は及ぶが、更なる加工などを加えた二次製品までの権利は及ばないと広く認識されている点からみても、本件原審判決において、“製品”は直接消費者に供給されるものと解釈し、“再審原告側製造のS-(-)-アムロジピンマレイン酸塩などは本件発明の製造方法によって直接得られたもの”のような強引な認定は納得性が欠けるものと言わざるを得ない²⁴⁾。

ちなみに、日本特許法第2条3項3号では、文言上は“直接製造した物”との表現がないた

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

め、二次製品まで特許権が及ぶとも解される場合はある。

3) 専利法第57条2項にいう“新製品”的認定基準について、原審判決まで明確な定義がなく、裁判所の個別司法実務判断に委ねられ、“出願日より前に国内市場に出されていない”，或いは“既存製品と比べて成分、構成、性能など明らかな差があること”を基準に置く“新製品”認定の判例があった²⁵⁾。本件もそれら判例とほぼ同様な基準で認定が行われ、明確な規定がない中、従来判例と同様な基準で判断した点は特に失当とまで言えないと考える。そして、本再審事件で示された基準を受けたと思われるが、最高人民法院は2009年12月28日付公布の司法解釈（2009）21号の第17条に“製品或いは製品の製造方法は出願日より前に国内外に知られたものは、専利法第61条1項にいう新製品と認定できない”を“新製品”的定義として法律レベルで始めて盛り込んだ。

4) 本事件において再審でくつがえった決め手は最高人民法院が現場検証を行い、その結果が採用された点、及び原審の事実認定や法律適用の誤りが正された点にあると考える。このように、中国における最高人民法院による再審は、法律審以外に、事実審理も行うため、当事者にとって、再度事実争いの場が与えられることになり、原審の事実認定の誤りを是正する機会として、訴訟対策を考える際に念頭に置くべきではないかと考える。

4. 2 著作権侵害事件

（2010）民提字第199号 2010年12月16日判決

この事件は、インターネットからダウンロードされた写真の印字ロゴを基に、写真の著作権者を認定した上、反対証拠がない限り、著作物は侵害された前に既に公表したものとみなすのは妥当として、原審判決を取り消した事件である。

（1）事件の概要

再審原告（原審原告）：Getty Images
北京（Getty Images China）

再審被告（原審被告）：重慶外運有限公司

原審原告は、権利者の米国Getty Images社の委任を受けて、自ら原告として、米国Getty Images社が著作権を所有する写真が2006年の原審被告広告冊子に無断使用されたとして、重慶外運有限公司を相手にとり、2009年7月に重慶市第一中級人民法院に著作権侵害訴訟を提起した²⁶⁾。

そして、一審では、原告の当事者適格について特に問題視されておらず、米国Getty Images社が2006年以前に当該写真の著作権を所有するか否かが本件争点として、裁判所は原告が公証手続きを取ったダウンロード記録の2009年3月23日時点より、米国Getty Images社が著作権の所有を認めたが、アップロード日付がないため、2006年時点での著作権の権利帰属について原審原告は立証できないとして、原審原告の訴えを棄却した²⁷⁾。

（2）原審確定判決の認定及び判決要旨

再審原告は一審判決を不服し、事実認定及び法律適用に誤りがあるとして、重慶市高級人民法院へ控訴した。その際に、2006年以前に既に著作権の所有を証明するための新たな証拠7点を追加提出した。しかし、これらの証拠について、中国著作権保護センター（CPCC）発行の届け登記証書に係る作品には係争写真が含まれるか否かは不明、一審と二審で証拠提出された写真に不一致点がある、2005年8月25日と主張したウェブサイトのアップロード記録日付は改ざんされる可能性が否定できないとして、証拠は何れも採用されなかった。そして、二審裁判所は、原告は米国Getty Images社が2006年以前に既に係争写真の著作権を所有したことについて、立証責任を果たせなかつたと認定し、一

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

審の事実認定や法律適用に不当なところが見られないことを理由に、控訴を棄却した²⁸⁾。

(3) 再審請求人の主張

原審判決確定後、再審原告は、以下の点を理由に再審請求を行った。

1) 一審判決では、公証手続きを取ったダウンロード記録の2009年3月23日を著作権取得日と認定したのは誤りである

2) 二審判決は、ウェブサイトのアップロード記録日付を証拠採用しなかったのは不當である

(4) 最高人民法院の判断

最高人民法院は再審原告の再審請求を認め、2010年11月5日付けで再審開始の決定を下した。

そして、再審において、一審、二審で認定された事実関係を原則認めた上、新たに事実認定として、一審と二審で証拠提出された写真における不一致点は写真のサイズに起因するものと判明した。

最高人民法院は再審の争点を以下のように整理した。

1) 米国Getty社は本件写真の著作権を有するか否か、また、ゲッティ イメージズ北京は米国Getty社から授権を受け、本件写真の権利を主張するのは適格か否か

2) 再審被告は本件写真の使用は権利侵害行為に該当するか否か

そして、これらの争点について、最高人民法院は“本件写真にGetty Imagesのロゴが印字されており、…著作権法の規定により、反対証拠がない限り、著作物に署名した者は著作者と推定し、著作権を享受する。本件では、Getty社発行の授権書は米国公証機関の公証手続き、中国駐米総領事館の認証手続きを取ったので、証拠として採用すべき。そして、この授権書により、ゲッティ イメージズ北京はGetty社から授

権を受けた者として、中国でGetty社が著作権所有の写真の展示、販売または第三者に使用許諾することができ、また、Getty Imagesの著作権所有の写真が無断使用された行為に対して、中国でゲッティ イメージズ北京の名義で訴訟を提起することができる”と説示し、本件写真の著作権者は米国Getty社と推定した上、ゲッティ イメージズ北京は授権書を根拠に、訴権の行使は適格との判断を示した。

また、一審、二審で焦点とされた本件写真の著作権の形成時期について、最高人民法院は、“再審被告使用した写真はGetty社が著作権を有する写真と完全に一致しており、再審被告は本件写真の著作権がGetty社に推定される点について反対の証拠を提出しておらず、本件写真の合法使用も立証していない”を考慮すると、“本件写真は再審被告が2006年使用時点で既に公表したものと推定するには妥当なもので、具体的な公表時期は本件において問題とならない”と判示した上、一審および二審における本件写真の著作権の形成時期についての認定は、法的根拠がないと指摘した。

そして、本件写真の使用は権利侵害行為に該当するか否かについて、最高人民法院は判決文において、“前述の通り、ゲッティ イメージズ北京は本件写真の著作権を有しているため、著作権法によって保護される。再審被告は無断で本件写真を使用し、ゲッティ イメージズ北京の複製権、刊行権を侵害した”と認定し、一審および二審判決を破棄し、損害賠償の支払いを命じた²⁹⁾。

(5) 本件についての考察

1) 当事者適格について

本件写真の著作権者である米国Getty社は本件訴訟に参加していないが、“中国において、Getty Imagesが著作権所有の写真は無断使用された行為に対して、ゲッティ イメージズ北

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

京が原告名義で訴訟を提起することができる”との旨の授権をゲッティ イメージズ北京に付与し、この授権は原審、再審いずれにおいても認められ、ゲッティ イメージズ北京の原告適格について問題視されなかった。しかし、一般的には、判決によって保護されるべき法的利益が帰属する者は原告になるが、本件訴訟において、ゲッティ イメージズ北京は本件写真の著作権者ではなく、著作権者の米国Getty社から起訴の権利譲渡を受けただけである。訴権は当事者の権利として、請求の内容と密接に関連することや、私人の国家に対する権利であることから、学説または司法実務では、実体権利の移転を伴わない訴権のみの譲渡または授けるは法的根拠がなく、通常できないとされている³⁰⁾。

また、原告適格について、中国民事訴訟法第108条は民事訴訟の受理要件として、“原告は本件と直接利害関係のある者”と定めており、実体権利と直接利害関係のない者の提訴は不可とされていた。本件訴訟に照らしてみると、原告適格を判断する際に、ゲッティ イメージズ北京は本件写真の著作権侵害と直接利害関係があるか否かが争点となるべきだが、いずれの審級においてもそれについては触れなかった。

中国著作権法についてみても、著作権法第8条は特例として、“著作権管理団体が、著作権者の授権を受けて、自らの名義で著作権者のための権利主張ができ、当事者として訴訟、仲裁に参加することができる”と定めているが、著作権管理団体以外の者が著作権者からの授権をもとに、当事者となる法的根拠が見当たらない。

しかし、いずれの審級でも原告適格について特に問題視しておらず、授権による原告適格を認めている。更に、最高人民法院は判決文の中で、“ゲッティ イメージズ北京は本件写真の著作権を享受し、著作権法の保護を受けるべき”とより踏み込んだ表現があった。これらの妥当性に疑問を抱かざるを得ないと考える。

このような原告適格の判断が適法であれば、今後、特許権や商標権などの知的財産権についても、外国権者が権利そのものを移転せずに例えば中国現地法人に起訴権だけを授権して、直接訴訟参加しないという選択肢もあるのではないかと考える。

2) 著作権者の認定について

再審では、原審において著作権者の認定と著作権形成時期の認定を関連付けて行った誤りを正して、中国著作権法第11条4項の規定に基づき、反対の証拠がない限り、ダウンロードした写真に印字されたロゴを基に著作権者を推定し、まず本件写真の著作権者の認定を行った。

3) 著作権形成時期の立証責任について

そして、著作権の形成時期について、立証責任は原審原告の米国Getty社にあるとの認定が法的根拠はないとして、“…、被疑侵害者側は合法的に使用と立証できなければ、被疑侵害時点に既に公表したものと推定するのは妥当なもの”と判示し、このような侵害事件において、権利帰属が推定できた場合、著作権者側による著作権形成時期の立証責任が不要とされた点は、著作権者側の立証責任が軽減される意味で評価できると考える。一方、自らの作品に第三者に権利冒認主張されないように、作品の形成及び公表時期についてしっかりした管理が必要になると考える。

4. 3 商標権侵害事件

(2010) 民提字第15号 2010年6月24日判決

この事件は、商号、サービスマークに登録商標の“王将”³¹⁾が無断使用されたとして、商号やサービスマークの使用中止を命じた原審判決が、再審で一部破棄され、条件付きで商号の継続使用を認めた事件である。

(1) 事件の概要

再審原告（原審控訴人）：王将餃子（大連）

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

飲食有限公司

再審被告（原審原告）：R氏（個人）

原審原告のR氏は、“王将”（中国語表記、以下は下線部が付くものは中国語表記とする）を2002年5月29日に商標出願し、2003年12月7日に登録公告を受けて、当該文字商標の登録手続きを行った者である（図5参照）。設定された分類は43類で、役務として宿泊施設の提供、飲食物の提供、保育所、高齢者用入所施設の提供（介護を除く）等を含む。また、R氏は1999年9月9日に“ハルビン王将食品有限公司”を設立し、2001年と2003年にハルビンに二店舗を出して麺類を中心とした飲食サービスを展開していた。

一方、原審被告の“王将餃子（大連）飲食有限公司”は2005年1月6日に日本の株式会社王将フードサービスによって投資され大連にて設立されたもの。そして、海外進出の1号店として大連で店舗運営を開始した（図6参照）。

2007年3月22日に、R氏は“王将餃子（大連）飲食有限公司”の会社登記商号、そして店の看板、お箸の入れ袋、メニュー、茶道具における“王将”のサービスマーク、メニュー、茶道具や領収書における“王将”のサービスマークが自らの商標専用権を侵害したとして、王将餃子（大

連）飲食有限公司

を相手にとり、侵害行為の差し止めや賠償を求めて大連市中級人民法院に訴訟を提起した。

また、提訴された前の2006年9月に、“王将餃子（大連）飲食有限公司”と日本王将フードサービスは、日本王将フードサービスの商標及び商号がR氏に先取りして登録されたとして、当該商標の取消しを中国商標局商標審判委員会に求めた。しかし、商標審判委員会は、中国において本件商標登録出願前から“王将”が商標出願されておらず、また、中国において“王将”商標を先使用していないため、当該商標を取消す事由が見当たらないとして、R氏の登録商標を維持する審決を下した³²⁾。

なお、“王将餃子（大連）飲食有限公司”と日本王将フードサービスは法定期限内に、この審決への取消行政訴訟を提起していない。

そして、一審では、会社登記商号の使用について、“王将餃子（大連）飲食有限公司”は外国商標権者である王将フードサービスからの許諾を受けたが、パリ条約の属地主義より、各国の商標権はそれぞれ独立して効力は当該国内に留まるとすべきところ、“王将餃子（大連）飲食有限公司”は商号として本件登録商標の文字“王将”を使用し、同業種で業として登録商標と同様な文字を商号として強調して使用するには、消費者を混同または誤認させる恐れがあるため、商標権侵害行為に認定すべきと判定した。

そして、サービスマークの使用について、中国語の古来表記において、“將”が“将”に書かれていた場合もある、また、辞書では中国語の“將”が日本語の“将”に該当するとして、文字の“將”と“将”的字体、発音、意味の酷似性から混同誤認を招くため、“王将餃子（大連）飲食有限公司”によるサービスマーク“王将”の使用は商標権侵害に該当すると認定した。

そして、一審法院は、原審原告の訴えをほぼ全面的に認め、文字“王将”を含めた企業名称



図5 R氏に登録された文字商標3192768号

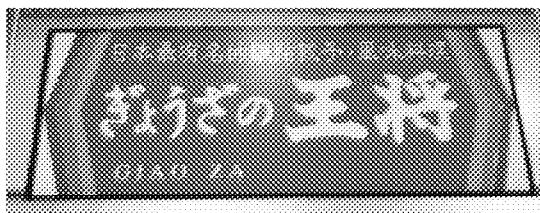


図6 王将餃子（大連）飲食有限公司店の看板

の使用中止, “王将”及び“王将”サービスマークの使用差し止め, 損害賠償金25万元の支払いを命じた一審判決を下した³³⁾。

(2) 原審確定判決の認定及び判決要旨

再審原告は一審判決を不服とし, 遼寧省高級人民法院へ控訴した。二審では, “王将餃子(大連)飲食有限公司”の企業登記は本件商標登録後に行われたため, 先に設定登録された商標権を侵害した, 文字の“将”は“將”の異なる書き方で, “王将”のサービスマークは登録商標“王将”と混同誤認される恐れがあるため, 商標専用権の侵害を認定すべきとして, 一審の事実認定や法律適用に不当なところが見られないことを理由に, 控訴を棄却した³⁴⁾。

(3) 再審請求人の主張

原審判決確定後, 再審原告は, 以下の点を理由に再審請求を行った。

1) “王将餃子(大連)飲食有限公司”は日本王将フードサービス株式会社が中国に設立した子会社であり, 外資系企業は出資元の親元会社の商号を使用できるとされており, “王将餃子(大連)飲食有限公司”は法律に則って企業名称を登記しているため, その登記は保護を受けるべきである。原審判決の名称使用禁止は, 半世紀の歴史がある日本王将の中国事業展開にとってあまりにも酷である。

2) “王将餃子(大連)飲食有限公司”使用的企業名称と商号は本件登録商標と文字, 発音, 使用方法, 業務内容などの面において明らかな差異点があり, 本件登録商標侵害とまで言えない。

3) R氏は本件商標を先取り登録したのは, 信義則違反であり, “王将餃子(大連)飲食有限公司”及び親元会社の企業名称権を侵害したため, 不正競争防止法及びパリ条約の規定に基づきR氏の商標権行使を禁ずるべき。

(4) 最高人民法院の判断

最高人民法院は再審事由は中国民事訴訟法第179条1項の(六)に該当し, 原審判決の法律適用に誤りがあるとして, 2009年11月18日付けで再審開始の決定を下した。

そして, 再審において, 原審で認定された事実を原則認めた上, R氏の“王将”登録商標はハルビン市のみで使用されることが新たに事実認定された。

最高人民法院は以下のように判示した³⁵⁾。

1) 企業名称“王将”の使用は商標権侵害か否かについて,

判決文において, “登録商標と企業名称(商号)とは独立した制度であり, …, 登録商標と企業名称の間の衝突は, 人民法院は信義則, 公平な競争秩序の維持, 先の権利優先など原則の下, 事案に応じて個別判断すべき。…他人の知名度の高い登録商標を不正に商号として登記した場合, 登記行為自体は違法であり, 企業名称の使用中止や名称変更を命じるのは妥当である; 企業名称の登記行為は違法性がなく, 商号の強調使用が登録商標専有権を侵害した場合, 企業名称の使用規制, 強調使用行為の中止を命じるのは侵害行為の差し止めに足りるため, 使用中止や企業名称変更を命じるのは失当である”と冒頭に述べ, 企業名称登記行為自体の正当性を考慮すべきとして, “企業名称において商号を強調して使用することで商標権侵害となつた場合であつても, 一律使用中止や企業名称変更と判断するのは不適切”として, 企業名称の使用規制で侵害を回避できるとの考え方を示した。

そして, 本件についてみると, 最高人民法院は“登録商標“王将”は確かに先に登録設定されたが, 使用範囲がハルビン市に留まり, 高い知名度を有するまでとも言えないこと, また, “王将餃子(大連)飲食有限公司”は日本王将フードサービスの投資で設立され, 王将を商号として企業名称を定めるのも合理的なこと”を

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

考慮すると，“王将餃子（大連）飲食有限公司はこの企業名称の使用を規制すれば、必ずしも関係者の混同誤認を招くまでと言えない”と判示し、事実認定と法律適用に誤りがあるとして、原審判決の“指定または類似役任において、文字“王将”を含めた企業名称の使用中止”的判決部分を破棄した。

2) サービスマーク“王将”、“王将”の使用は商標権侵害か否かについて

最高人民法院は、“王将餃子（大連）飲食有限公司”の企業名称について、“王将”を使用し続けることを認めたが、“その企業名称の使用を規制せずに、看板、掲示や食器において、サービスマークの“王将”，“王将”を強調して使用することは、…関係者の混同誤認を招く恐れがあるため、「最高人民法院の商標民事紛争案件審理の法律適用についての規定」第1条により、このサービスマークの使用行為は本件登録商標専用権の侵害行為に該当すると認定すべき”と判示し、企業名称において“王将”の使用は一定条件の下でのもので、再審原告はその使用を規制する義務があり、強調してサービスマークとして使用した場合は商標権侵害に該当し、原審の損害賠償命令は失当なものではないとの考え方を示した。

ただし、“王将”及び“王将”サービスマークの使用差し止めについて、原審判決の“直ちに使用中止”との判決部分を破棄し、“王将餃子（大連）飲食有限公司は企業名称の使用を規制し、“王将”及び“王将”の強調使用による本件登録商標の侵害行為を中止し、必要な措置を講じ、混同誤認を避けるように”と条件付きでの使用継続を認めた。

(5) 本件についての考察

1) 企業名称の使用規制で商標権侵害回避
中国において、企業名称と他人の商標権と衝

突した場合の適用法律が、【商標法】、【不正競争防止法】、最高人民法院の司法解釈などはあるが、最高人民法院司法解釈【登録商標、企業名称と既存権利が衝突した際の民事紛争案件審理についての規定】第4条では、“企業名称が商標専用権侵害、或いは不正競争行為と認定された場合、人民法院は原告の請求や案件の実状を酌量し、被告に使用中止または使用規制などを命じることができる”と定めており、企業名称の使用による商標権侵害行為の認定要件は最高人民法院司法解釈【商標民事紛争案件審理の法律適用についての解釈】第1条の（一）に規定されているが、企業名称の使用による不正競争行為の認定要件、そして、“使用中止”と“使用規制”それぞれの適用要件は明確に規定されていない。

最高人民法院は本件において、企業名称登記の正当性を判断基準として設け、不当に他人の著名商標を企業名称として登記したものは、不正競争行為に該当し、使用中止や名義変更すべきが、名称登記に違法性がなく、商号を強調して使用することで商標権侵害となった場合は、一律使用中止や企業名称変更と判断するのは失当であるとしていた。

このような判断基準の下で、本件の商号の強調使用は商標権侵害と認定したが、条件つきで企業名称自体（商号）の継続使用を容認した最高人民法院の判決は、企業名称の“使用中止”と“使用規制”的ぞぞれ適用要件を明確に示した点は、評価すべきものと考える。

2) どんな措置を行うべき？

“王将餃子（大連）飲食有限公司は…、必要な措置を講じ、混同誤認を避けるように”と最高人民法院は継続使用の条件を示したが、しかし、必要な措置或いはどこまで使用規制する必要があるのかについては触れなかったので、“王将”を強調せずに例えば後ろの文字と同一ファンドで“王将餃子（大連）飲食有限公司”字体

の使用や、略称として“王将餃子（大連）”などの使用が認められるかについては、今後興味深く見守って行きたいと考える。

3) 先取り商標登録問題

日本のブランドや有名な産地名などを中国で第三者に先取り商標登録されることは少なくない。このような商標問題は中国進出や事業に影響をもたらす恐れがあるため、近年日本国内で課題として広く認知され、議論を呼んでいる。この“王将事件”において、条件付きで“王将餃子（大連）飲食有限公司”的会社名称の継続使用は認められたが、本来の商号である“王将”は強調して使えないことは、事業上において大きな不利益を余儀なくされるだろう。

先取り商標登録の対策などについて、本稿はページ数の関係で割愛するが、これから中国事業進出或いは展開を考えている企業にとっては、“事業より知財先行”的重要性はこの事案が物語っているのではないかと考える。

5. おわりに

本稿は、中国における“裁判監督制度”（再審制度）を、日本法と比較しながら紹介した後、最高人民法院による最新の再審事例の解説を行った。

これら再審事例が共通したのは、原審法院の法律解釈・適用または事実認定に誤りが認められ、原審判決が破棄された点である。中国において、法定再審事由が多く、再審制度の利用頻度が高いのは、事案の法的状態が不安定で既判力が害されると批判の意見もあるが、中国の裁判実務を鑑みて、失当な判決を是正する意味で知財権者の権利保護に有利な制度として、評価に値する面もあるのではないかと考える。

本稿は、日本の再審実務と大いに異なる中国の再審制度及びその運用実務の紹介を通じて、日本の出願人、権利者並びに知財関係者の中国における訴訟リスク管理や訴訟対策実務に何ら

かの参考となれば、幸いである。

注 記

- 1) 本稿でいう知財関係訴訟事件は、特許、実用新案、意匠、著作権及び隣接権、商標権、不正競争事件、技術契約事件を含み、特記がない限り、権利侵害事件以外に、権利帰属案件や譲渡、実施許諾契約案件も含む。
- 2) 中国最高人民法院公表，“中国法院知的財産司法保護（2010年）白書”，http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=146380
- 3) 何英韜, 知財管理, Vol.61 No.3 pp.289-290 (2011)
- 4) 最高人民法院司法解釈【專利紛争案件審理の法律適用についての規定】(2001年7月1日施行) 第2条。
- 5) 最高人民法院司法解釈【著作権民事紛争案件審理の法律適用についての規定】(2002年10月15日施行) 第2条により、著作権民事紛争案件については、高級人民法院の認定を受けた基層人民法院が一審管轄権を有する場合もある。また、最高人民法院司法解釈【商標紛争案件審理の管轄及び法律適用についての規定】(2002年1月21日施行) 第2条により、商標民事紛争案件については、高級人民法院の認定を受けた基層人民法院が一審管轄権を有する場合もある。
- 6) 省庁所在地の中級人民法院、最高人民法院の認定を受けたその他の人民法院が専利案件の一審管轄権があるため、認定された中級人民法院の数が少しづつ増えるため、その数値は変動するものである。
- 7) 最高人民法院通達【基層人民法院知的財産民事案件一審管轄基準に関する通達】法発(2010)6号(2010年2月1日施行)により、通達のリストに載った基層人民法院は最高人民法院の承認を得て、一定訴訟請求額以内で知財案件(専利、植物品種、半導体集成回路、著名商標認定関係の案件を除き)の一審受理管轄権がある。
- 8) 民事訴訟法第177条では“確かに誤りがある”としか定めておらず、通常は法律適用または事実認定に誤りがあると解され、法院による再審発動権は大きいが、実務では、複数の判事部長で構成される裁判委員会の承認を受けなければならぬため、法院による再審開始のケースが少ない。また、最高人民法院司法解釈【中華人民

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 共和国民事訴訟法裁判監督制度運用についての解釈】(2008年12月1日施行) 第30条では、“…国家利益または社会公衆利益を害するような誤りが認められた際に、法院が第177条により再審開始しなければならない”と定めており、民事訴訟法179条列挙の再審事由以外でも、法院による再審発動は可能とされている。
- 9) 張衡平，“再審制度—基礎の置換えと構築”，*China Legal Science* Vol 111, No.1 (2003)
- 10) 李浩，“民事再審プロセス改造論” *CASS Journal of Law* No.3 (2000)
- 11) 檢察権によって発動された再審事例は、筆者の知っている限り、民事訴訟の例は見当たらないが、行政訴訟の例としては、無効審決取消一ミラビル石採集方法事件(高检行抗〔2006〕8号)、無効審決取消一スパナ事件(高检行抗〔2009〕3号)がある。
- 12) 最高人民法院司法解釈【中華人民共和国民事訴訟法裁判監督制度運用についての解釈】(2008年12月1日施行) 第1条
- 13) 中国の最高人民法院は、人民法院組織法第33条より、法律解釈権が付与されている。法律規定が不明瞭、条文解釈の必要があると認めた場合、【司法解釈】という形で公表する。この文書化された【司法解釈】は各審級の人民法院の審理を指導し、拘束力がある。なお、この【司法解釈】に盛り込まれた条文の多くは、最高人民法院が個々の事案審理を通じて、今後の判断統一や、条文の解釈が必要と認めたものである。
- 14) 中国最高人民法院公報, ISSN 1002-4611, “Gazette on Judicial Statistics of the Nation-wide Courts in 2010”, pp.33-38, (2011) 4GOTSPACPRC(T174)
- 15) 中国最高人民法院は判決文のネット公開に積極的な姿勢を示しているが、データベースは完璧なものではないため、本調査は対象期間中の全ての判決文を網羅した保証はない。
- 16) ここ数年、中国特許庁の審査官、審判官は一定期間で裁判所へ派遣され、技術的調査の補助役として、或いは人民陪審員として事件の審理に携わるなど試験的な取組みもあるが、制度としてまだ確立されていない。
- 17) 中国最高人民法院2010年の年次報告によると、2006年～2010年まで全国結審した案件数は855.5万件から1,099.9万件まで増え、増加率は28.6%だが、同時期の裁判官人數は19.0万人から19.3万人しか増えておらず、増加率は僅か1.6%に留まった。また、その増加分は新任裁判官など経験の浅いものとも推測される。また、裁判官配置の地域によるアンバランス、下級裁判所において裁判官の人手不足などが課題として挙げられている。
- 18) 当該条項は2008年專利法改正時、条文整理のため、現行專利法第61条1項になったが、実質内容は変更なし。本件発明の審理は2008年改正前の專利法適用となったため、判決文通り旧条文番号を引用した。
- 19) 2008年改正前の專利法第57条2項(現行專利法第61条1項)は、“新製品の製造方法の発明に係る特許侵害訴訟において、同様な製品を製造する者は、被疑製品の製造方法が発明特許の製造方法と異なることを立証しなければならない”と定めており、“新製品”と認定された場合、被告側は同製造方法を使用しないことを挙証しなければならないが、同条項にいう“新製品”的認定基準については、2009年12月28日付の中国最高人民法院司法解釈(2009)21号が出されるまでに、統一したものもなく、各人民法院の個別判断に委ねられていた。本件の一審法院は“原告側製造したものが発売されるまでに、国内市場に同様な製品は販売されていない”として、本件発明に係るS-(−)-アムロジピンを專利法にいう“新製品”と認定した。
- 20) 長春市中級人民法院, (2005) 長民三初字第36号判決
- 21) 吉林省高級人民法院, (2006) 吉民三終字第146号判決(2006年11月21日)
- 22) 最高人民法院 (2009) 民提字第84号判決 (2010年9月9日判決)
- 23) 前掲注19)
- 24) 特許権の製造方法によって直接製造された一次製品を用いて、更なる加工などを加えて二次製品を製造する場合は、一次製品を使用する行為自体は、專利法11条にいう“当該一次製品の使用”行為に該当し、特許権侵害になるが、二次製品を対象とした販売や使用、輸入行為まで当該製造方法の特許権は及ばない。最高人民法院司法解釈【専利権侵害事件審理の法律適用についての解釈】(法解〔2009〕21号, 2010年1月1日施行)第13条をご参照下さい。
- 25) 脳タンパク質加水分解物事件、中空焼結プロッ

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ク事件（2005冀民三終字第9号判決）
- 26) 米国Getty Images社は世界的に知られたストックイメージの大手販売業者であり、著作権 자체を権利移転せずに、ゲッティ イメージズ北京に委任する形で、中国における著作権の権利行使はゲッティ イメージズ北京名義で行い、ゲッティ イメージズ北京名義で提訴された著作権案件は年間1,000件を超えると言われている。
- 27) 重慶市第一中級人民法院（2009）渝一中法民初字第209号判決（2009年8月24日判決）
- 28) 重慶市高級人民法院（2010）渝高法民字終字第71号判決（2010年4月9日判決）
- 29) 最高人民法院（2010）民提字第199号判決（2010年12月16日判決）
- 30) 米国Nancey Silvers v. Sony Pictures Entertainment, INC. 事件において、著作権の移転を伴わない起訴権のみの譲渡（“Assignment of Claims and Causes of Action” in favor of Silvers）を受けて、提起した権利侵害訴訟の訴えが、連邦巡回控訴裁判所に却下された（詳細は<http://caselaw.findlaw.com/us-9th-circuit/1158600.html>を参照）。また、中国において、訴権は法的根拠がない限り、実体権利と切り離しての譲渡はできないと学者間通説として認識されている（Gu sizhen, 訴権の性格及びその適用について, Law Science Magazine (2008), No3）。
- 31) R氏は登録を受けた商標の中国語の二文字は“王将”であり、中国語の“将”と日本語の“将”と書き方は少し異なる。
- 32) 中国商標局審決（2008年4月23日付け）
- 33) 大連市中級人民法院（2007）大民知初字第20号判決（2008年4月18日付け）
- 34) 遼寧省高級人民法院（2009）遼民三終字第49号判決（2009年4月4日付け）
- 35) 最高人民法院（2010）民提字第15号判決（2010年6月24日判決）

（原稿受領日 2011年7月14日）

